

北秋田みらい応援留学【3C体験】

【県外児童生徒向け】

申し込み手続き

- 夏、秋、冬の3回、本施設に宿泊しながら学習や体験活動ができる期間を設定します。
- 「4週間・26泊27日」を基本とします。

■北秋田みらい応援留学 申し込み手続きについて

4週間の留学のうち、最初の1週間を「体験入園期間」とし、規則遵守、自立・自律した生活を贈られるかどうかを確認します。なお、諸手続は在籍校を窓口にして行うため、保護者は本パンフレットを在籍校に提示し、担任や学年主任の先生方に協力の要請や情報の共有等をお願いします。

0. 「前提」

- ・本施設は教育施設であり、児童自立支援施設、児童養護施設、医療施設ではありません。
- ・本事業は教育事業である。あくまでも教育的な関わりの中で、心身のリフレッシュやエネルギーの回復を図るとともに、将来の社会参画に結びつく体験の獲得や人間力の向上を目的としています。

1. 日程（予定）

【Ⅰ期】… 令和7年9月8日（月）～10月3日（金） 4週間

主な体験：(カヌー、ボート、登山、水生生物採取、釣り、社会奉仕活動等)

【Ⅱ期】… 令和7年10月20日（月）～11月14日（金） 4週間

主な体験：(パークゴルフ、トレッキング、収穫、調理、サイクリング等)

【Ⅲ期】… 令和8年1月19日（月）～2月13日（金） 4週間

主な体験：(スキー、雪遊び、スノーモービル、樹氷見学、調理等)

2. 対象とする児童生徒

- (1)現在不登校、または、不登校傾向の小学校5年生～中学2年生までの児童生徒。
- (2)学校が不登校、または、不登校傾向であることを認定している児童生徒。
- (3)現在動きが停滞しており、保護者はもちろん本人も現状打破を強く希望している状況にあること。
- (4)留学に参加するにあたり、在籍校の理解と協力が得られる家庭と児童生徒。

3. 留意事項【重要】

留学の手続きを進めるにあたり、本人の心身の健康状態や発達の特徴、生活への適性などを確認するため、事前に担当が保護者、学校に質問や照会を行います。

- (1)不登校状態の背景に児童福祉法、児童虐待防止法で対応すべき事項が認められた場合は、本事業の対象外となります。
 - 例：保護者が児童生徒に対して適切な監護養育を行えておらず、結果的に学校に足が向いていない状況が確認された場合。
 - 例：学校に足が向いていない背景に児童虐待（身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・養育放棄「ネグレクト」）の疑いが認められた場合
- (2)(1)について、事前の照会や留学準備中、または留学開始後に認められた場合は、ただちに本事業の対象外として留学の対応を打ち切るとともに、ケースに応じては速やかに関係機関に情報提供し、連携して対応させていただくこととなります。
- (3)日常的に他者への暴力、暴言、いじめ、いやがらせ、自傷行為等があると確認された児童生徒、または、当該行為の発生が予想される児童生徒は本事業の対象外とさせていただきます。

- (4) 児童生徒に慢性的な疾患等があり、留学期間中であっても医療機関への定期的な通院が必要な場合は、本事業の対象外となります。
- (5) 以下が発生した場合は直ちに留学を終了させていただきます。
- ・ 職員の指導に応じない場合。
 - ・ ルールを守れない場合。
 - ・ 他者を大切にしない行為、または、自傷行為等が確認された場合。
 - ・ 留学生本人または保護者の理解のない行動により、事業の運営に著しい支障が生じた場合。
- ※法令等に則り、本事業では対応できないケースがあることを事前にご承知おきください。

4. 申し込み方法と定員

- (1) 7月1日（火）より、随時電話で申し込み受付を開始します。同時に電話やメールによる問い合わせにも対応します。ただし、土日祝日は休館日のため対応できません。
- (2) I～Ⅲ期のうち、いずれの時期も選択可能ですが、各期間ともに定員を1名とします（全体の定員を3名とし、秋田県内の児童生徒を2名募集する予定です）。
- (3) 原則として連絡窓口への電話での先着順としますが、保護者との情報交換や学校への照会、書類の提出状況等の進み具合によって、順位が変更することもあるので随時家庭に情報を伝えていきます。状況によっては、希望以外の期間の留学をこちらから提案させていただくこともあります。

連絡窓口：北秋田市教育委員会（あきたリフレッシュ学園） 担当：津谷

TEL：0186-78-4180 e-mail：refresh@city.kitaakita.akita.jp

- (4) 次頁「6」に示すように事前の手続きに時間を要するため、希望する時期の開始日から逆算して、遅くとも1ヶ月前には電話連絡を入れてください。

5. 提出いただく書類について

★提出いただく書類は以下①～⑨まであり、①～⑦は家庭、⑧⑨は在籍校で作成します。

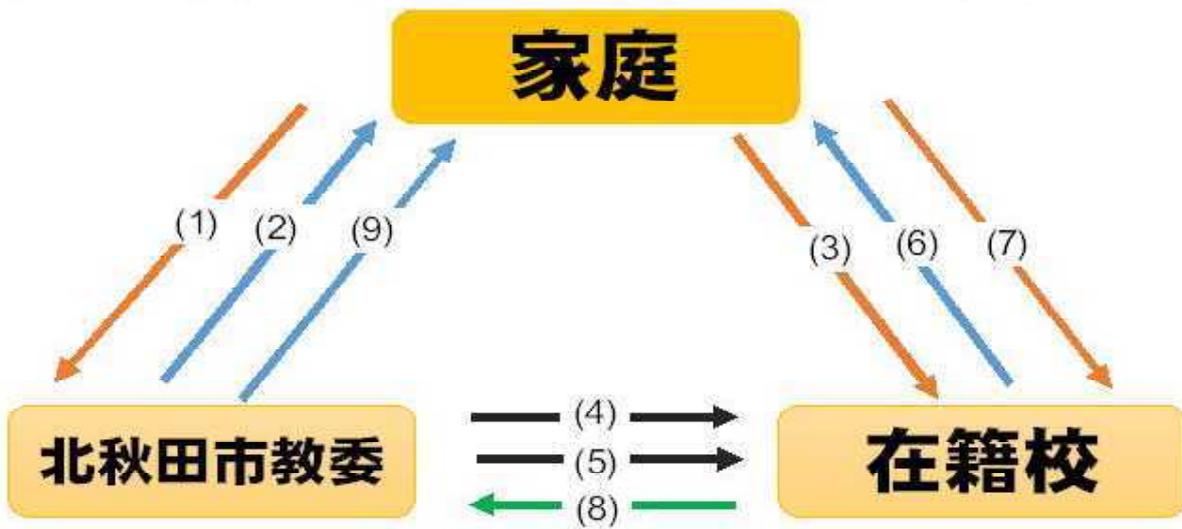
【家庭が作成する書類】

- ① 北秋田みらい応援留学申請書
- ② 保健調査票（該当する学年のみ記入）
- ③ 食物アレルギーに関する調査票（該当する学年のみ記入）
- ④ 家庭・生活環境の記録
- ⑤ 誓約書（規則遵守等）
- ⑥ 誓約書（利用料・負担金支払い）
- ⑦ 北秋田みらい応援留学志願理由書（本人自筆記入欄、保護者記入欄あり）

【在籍校が作成する書類】

- ⑧ 指導の記録（学級担任もしくは学年主任が作成）
- ⑨ ※北秋田みらい応援留学承認書（学校長の決裁が必要）

受付開始から書類提出まで(手順イメージ)



6. 受付開始→書類提出→留学開始までの流れ

- (1)保護者が北秋田市教委（あきたリフレッシュ学園）に電話（受付）
※保護者は、本人の同意、本人に前向きな気持ちがあることを必ず確認してください。
- (2)その電話の際に北秋田市教委担当者が児童生徒の現在の状況等について保護者に確認します。
- (3)保護者は在籍校に本資料等を示しながら留学の希望を伝え、協力を要請してください。
- (4)北秋田市教委担当者が留学について申し込み受付をした旨を在籍校に報告し、児童生徒本人の状況等を照会させていただきます。

※「保護者との情報交換」「学校への照会」を経て北秋田市教委で協議し、本事業に適さないケースと判断した場合は、以下の(5)には進まず、担当から保護者と学校にその旨を連絡させていただきます。

- (5)北秋田市教委が在籍校に対して入園書類①～⑨一式を送付します
- (6)在籍校は保護者に入園書類①～⑦を手渡すと同時に、入園書類⑧⑨を作成します。
- (7)保護者は入園書類①～⑦を完成させて在籍校に提出します。
- (8)在籍校は入園書類①～⑨を一括して北秋田市教委に送付します。

宛先：〒018-4251 秋田県北秋田市鎌沢字石淵44

合川学童研修センター内 あきたリフレッシュ学園 津谷 泰介宛

※(5)の際に「返信用封筒」を添付します。

- (9)北秋田市教委は書類を受理した旨を保護者にお伝えし、来県時の交通手段等の確認を行うと共に、提出された書類を基に学習の状況や心身の状況等、さらに深い情報共有を行います。

7. 面接・入園手続きについて

- (1)面接は園長（北秋田市教育長）、児童生徒、保護者とで実施します。
- (2)面接日はⅠ～Ⅲ期ともに期間初日を基本としますが、状況によって1～2日後にずれることもあります。
- (3)入園手続きは、生活拠点となる合川学童研修センター内で実施します。担当が本人、保護者に対して館内利用や生活のきまり等について説明し、相互確認等を行います。
- (4)面接日（入園日）の動きとして過去の例を以下に示します。（主に首都圏から来県した場合）

【例1】

前日に親子で秋田新幹線で来県し鷹巣地区宿泊施設に前泊⇒北秋田市教育委員会事務局にて面接⇒終了後合川学童研修センターに移動、入園手続き、荷物等整理⇒大館能代空港最終便で保護者のみ帰る。

【例2】

親子で羽田発大館能代空港着第1便で来県⇒北秋田市教育委員会事務局にて面接⇒終了後合川学童研修センターに移動、入園手続き、荷物等整理⇒大館能代空港最終便で保護者のみ帰る。

【例3】

親子で夜行バス（池袋発能代行き）で来県⇒にて面接⇒合川学童研修センターに移動、入園手続き⇒秋田内陸線合川駅⇒角館⇒秋田新幹線で保護者のみ帰る。

- (5)宿泊施設、駅、空港、合川学童研修センター等の移動は北秋田市教育委員会事務局職員が送迎します。
- (6)交通手段、宿泊施設等については、担当が情報を提供することができます。
- (7)合川学童研修センターへの親子での前泊や保護者のみの後泊は対応しません。
※北秋田市教育委員会事務局と合川学童研修センターは車で約25分の距離があります。（約18km）

◆◇ 書類提出→留学開始→留学終了 までの具体的な流れ ◇◆

①書類作成（保護者・学校）⇒②書類受理（北秋田市教委・あきたリフレッシュ学園）⇒③面接
⇒④留学開始・体験入園（1週間）⇒⑤本入園（3週間）⇒⑥留学終了

- 面接は園長（北秋田市教育長）⇔保護者・本人とで行います。
- 面接や1週間の体験入園の様子を基に、学園指導員、関係職員で審査会を実施し、体験入園を経て園長が継続の可否を決定して保護者と在籍校に伝達します。
- 留学終了後、本人、保護者とで学校に出向き、活動の報告を行うこととします。また、留学中の学習や生活等の状況について、北秋田市教委から在籍校の校長に報告します。

8. 持ち物について

(1) 学習に必要なもの

- 在籍校で使っている内履き（講堂で運動をする際に活用します）
- 在籍校で使っている教科書とノート一式
- 筆記用具
- ※鉛筆五本程度（シャーペン可）・消しゴム・赤青ペン（鉛筆でも可）
定規・三角定規 等
- 在籍校で使っているドリルやワーク等

(2) 体験活動宿泊で必要なもの（10月～4月上旬まで朝夕は相当冷え込みます）

- 保険証等病院を受診する際に必要なもの（職員保管）
 - 常備薬及びお薬手帳（必要な人）
 - 留学時期に応じた衣類 下着（3～4日分程度） パジャマ（必要な人）
 - 留学時期に応じた帽子 空の水筒 運動しやすい服装
 - 留学時期に応じた靴 ウインドブレーカー等防寒着
 - 水泳セットとマリンシューズ（近隣の温水プールに行くこともあります）
 - バスタオル（2枚程度） タオル（2枚程度） 体を洗うタオル/スポンジ
 - 虫除けスプレー（夏季：必要な人） 宿泊用の歯ブラシとコップ
 - 不織布マスク（30枚程度） 財布
 - リュックかバック（自然体験等で利用）
 - スキー用ウェア・手袋・帽子（1月～2月に留学の場合）
 - その他個人で必要な物（目覚まし時計、腕時計、コンタクトレンズ等）
- ※本センターの洗濯機・洗剤はいつでも使用できます。

(3) ▲持ってきてはいけない物（学校生活に準じます）

- 必要以外のお金 ■化粧品類 ■アクセサリ（ピアス・指輪・ネックレス等）
- ゲーム機 ■その他危険と判断するもの

※上記以外でも、生活に不必要であると判断されるものは、お預かりすることがあります。

- ・スマホ等の情報端末の持参は認めますが、使用できる時間、使用時間帯、使用目的、使用できる場所を制限します。なお、破損や紛失等についても各自責任をもって対応するようにしてください。
- ・ゲーム機の持参は認めません。スマホのゲームアプリの使用も認めません。
- ・荷物は宅配便で送付すると便利です。入園に合わせて事前に段ボール等に荷物を入れて宅配便で秋田に送り、留学を終了して帰省する際にご自宅に送付する留学生がほとんどです。送料はご負担願います。
- ・その他生活について心配な点がありましたら随時担当までにご質問ください。

9. 生活面について（補足）

- (1)本施設は社会教育施設であるため、通常のホテル・旅館等で行われるような宿泊サービスは行われません。部屋、風呂場の清掃、ゴミの分別、寝具の管理、洗濯（洗い、干し、収納）を全て自分で行ってもらいます。
- (2)夕食は調理員さんが、朝食は宿直員さんが作ります。配膳、食器洗いなども自分たちで行います。自立心を育むチャンスとして前向きに捉えてください。
- (3)施設内の使い方、その他の細かいルール等は、入館時に説明します。
- (4)本施設には飲料の自動販売機等は設置されていません。冷蔵庫を自由に使えますので、買い物の際に自分で買った飲料を飲んだり、館内で職員が作ったお茶を自由に飲んだりすることができます。
- (5)服薬している薬の管理、服薬管理は本人が行いますが、心配な場合は、職員が声を掛けながら服薬を確認します。
- (6)食物アレルギーがある場合は、随時相談に乗りながら対応しますが、重篤なアナフィラキシーショック等が伴う状況がある場合は、受け入れができないこともあります。
- (7)突発的な発熱や体調不良、ケガ等が発生した場合は直ちに受診できるように対応します。
- (8)傷害保険は主催者（市教委）が負担して加入します。（東京海上日動総合生活保険）
※補償額：ケガ…日額1,500円 入院…日額3,000円

10. 経費について

(1)利用料、食事負担金について

①施設利用料 700円×利用日数

※11月～3月は、上記の料金に暖房費として、100円加算されます。

※利用した日数分を、月末締めで納付書を発行します。

②食事負担金

宿泊	昼・夕・朝食	(一律 1,500円)
	昼・夕食	(一律 1,100円)
	夕・朝食	(一律 600円)
	夕食のみ	(一律 600円)
	朝食のみ	(一律 400円)

※利用した日数分を、月末締めで納付書を発行します。

※土日の昼食は別途負担となります。

4週間滞在すると、おおよそ5万円程度かかります。

(2)利用料、食事負担金の支払いについて

留学終了後に納付用紙をお送りします。郵便局を利用しての振り込みをお願い致します。（振込手数料はかかりません。）

(3)仮受金について

留学初日に職員がお家の方から仮受金として2万円程をお預かりし、週末のたびに3,000円～4,000円を留学生に手渡して、土日の昼食費、博物館等の入場料、おやつや飲料の購入費に充てます。留学最終日に収支報告書と残金を留学生に返却いたします。別途お小遣いを渡していただいても結構ですが、あまり高額にならないようお願いします。

★☆☆参考☆☆★

例：各家庭に送付する納付用紙に添付する内訳表
(4週間滞在した場合)

							(単位：円)	
【内訳】	使用料	個人負担金				備考		
		朝	昼	夜	合計			
9月	8月	700	/	/	600	600	入園 昼持参	
	9火	700	400	500	600	1,500		
	10水	700	400	500	600	1,500		
	11木	700	400	500	600	1,500		
	12金	700	400	/	600	1,000	イカダ下り体験(昼食外食)	
	13土	700	400	/	600	1,000	休日のため職員と昼食を外食	
	14日	700	400	/	600	1,000	休日のため職員と昼食を外食	
	15月	700	400	/	600	1,100	休日のため職員と昼食を外食	
	16火	700	400	500	600	1,500		
	17水	700	400	500	600	1,500		
	18木	700	400	500	600	1,500		
	19金	700	400	500	600	1,500		
	20土	700	400	/	600	1,000	休日のため職員と昼食を外食	
	21日	700	400	/	600	1,000	休日のため職員と昼食を外食	
	22月	700	400	500	600	1,500		
	23火	700	400	/	600	1,000	休日のため職員と昼食を外食	
	24水	700	400	500	600	1,500		
	25木	700	400	/	600	1,000	海釣り体験(昼食外食)	
	26金	700	400	500	600	1,500	留学終了・退園	
	27土	700	400	/	600	1,000	休日のため職員と昼食を外食	
	28日	700	400	/	600	1,000	休日のため職員と昼食を外食	
	29月	700	400	500	600	1,500		
	30火	700	400	500	600	1,500		
	10月	1水	700	400	500	600	1,500	
		2木	700	400	500	600	1,500	
		3金	700	400	500	/	900	留学終了・退園
			18,200				32,600	
	<p>※外食は別途自己負担となります。</p> <p>※センター使用料は11月～3月まで暖房費として100円増額となります。</p>							
	合川学童研修センター使用料						18,200円	
	個人負担金						32,600円	
		合計				50,800円		